

船橋市監査委員告示第 2 号

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 5 2 条の 3 8 第 6 項の規定に基づき、平成 1 5 年度から平成 2 5 年度包括外部監査結果に係る措置等の状況の通知があったので、同条同項の規定により公表する。

平成 2 8 年 1 月 4 日

船橋市監査委員	中	村	章
同	齋	藤	弘之
同	鈴	木	いくお
同	神	田	廣栄

平成19年度

市長からの通知年月日 平成27年12月9日

年度 管理 番号	頁	監査対象	区分	報告書記載事項	措置状況
23	30	契約課 (旧・財務課)	監査結果	一般競争入札の実施について検討をした経緯がない指名競争入札が多い。	入札案件ごとに一般競争入札の可能性についての検討は行っており、指名競争入札または随意契約とした場合には、法令等に基づき実施をしている。
45	30	学務課	監査結果	一般競争入札の実施について検討をした経緯がない指名競争入札が多い。	学齢簿システムについてプロポーザル方式を導入し、広く公募した。その他入札案件についても、一般競争入札の可能性について検討しているが、業務内容に専門性を有することから難しい。指名競争入札または、随意契約とした場合の業者選定理由を明確にしている。(平成27年3月)
65	105	学務課	監査結果	返済期限が経過した奨学金について、返済の督促はしているものの返済能力の有無は把握されていない。	催告書の送付、臨時個別訪問などを通して、債務者の返済意思の把握に努め、生活状況等による当初の返済計画では困難なものに対し、現在の収入状況を書面等にて確認し、返済能力の把握を行っている。(平成27年1月)